

自動車リサイクル法本格施行直後の離島対策等支援事業の実施について

1. 離島対策等支援事業の準備状況

指定再資源化機関が行うこととなっている離島対策等支援事業については、一定規模の特定再資源化預託金等の発生が確認された後速やかに開始できるよう、(財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部においては既に離島対策等支援事業要綱を定め、また、関係地方自治体においても事業計画作成等の準備を進めて頂いているところ。

離島対策等支援事業に対するニーズは、恒常的に発生することが想定されることから、可能な限り早期に関係地方自治体に出えんすることが望ましいと考えられる。

2. 特定再資源化預託金等の発生する時期

離島対策等支援事業としての関係地方自治体への資金の出えんは、特定再資源化預託金等を原資として行うものであるが、再資源化預託金等が多くの自動車所有者から預託されたものであることに鑑み、そのプロセスは、資金管理業務諮問委員会の調査審議、主務大臣の承認といった極めて厳正かつ透明性を確保したものである。

この出えんに向けたプロセスは、特定再資源化預託金等が一定規模発生して、初めて入ることが可能となるものであるが、来年1月の自動車リサイクル法の本格施行直後については、

特定再資源化預託金等の発生事由を鑑みれば、一定規模の特定再資源化預託金等の発生には、自動車リサイクル法の本格施行後しばらくの間が必要となることが想定されること

発生事由に該当し特定再資源化預託金等が発生した場合であっても、その正式な確定には電子マニフェストシステムの情報を活用することとなり、これにはシステム上1ヶ月を要すること

から離島対策等支援事業としての資金出えんを行うために必要となる相当規模の特定再資源化預託金等が発生したことの確認には一定期間が必要となる。

[発生事由毎の特定再資源化預託金等が発生するために必要となる期間]

- (1) 廃車ガラの非認定解体自動車全部利用者への引渡し(電炉・転炉等又は廃車ガラ輸出)

解体業者・破砕業者が廃車ガラを非認定解体自動車全部利用者へ引き渡すまでには、引取業者が使用済自動車を引き取ってから相当程度の日数を要する。

(2) フロン類の再利用

フロン類が再利用されたことについては、年に1回のフロン類年次報告が行われてはじめて確定され(ある年度のフロン類の年次報告については、翌年度の4月1日から4月30日までの期間に実施)、さらに、システム上これが確定するのに1ヶ月の期間を要するため、平成16年度にフロン類が再利用されたことが確定するのは平成17年6月1日となる。

(3) リサイクル料金預託済みであるものの使用済自動車として引取業者に引き渡される際にフロン類・エアバッグ類の装備が無い(事故車等を想定)

自動車リサイクル法本格施行当初は、使用済自動車が引取業者に引き渡される際、リサイクル料金未預託のものが大半であるため、本事由から発生する特定再資源化預託金等は極めてわずかであると想定される。

3. 離島対策等支援事業の立ち上げについて

離島対策等支援事業の重要性に鑑み、今後、本事業の考え方や運用方針について地方自治体、住民その他の関係者の理解を深めつつその準備を進め、さらに、法施行後は、実際の資金出えんに向け、海上運搬事業や不法投棄自動車撤去等の具体的な実務運用に関し、関係地方自治体等と詳細を決定していく等離島対策等支援事業を早急に立ち上げることとする。

一方、上記2.を踏まえれば、本事業に係る資金出えんについては、法施行後一定の期間が経過し、出えんに必要な特定再資源化預託金等が確保されることが必要。具体的な時期としては、早ければ平成17年10月を目途とすることが想定されるが、今後、特定再資源化預託金等の発生状況と事業に対するニーズの大きさ等を踏まえつつ、可能であれば出えん時期を前倒しすることも含め検討していくこととする。なお、その際の出えん率は、特定再資源化預託金等の発生状況によっては8割を下回ることもありうることに留意する必要がある。

なお、これらを踏まえ、地方自治体においては、住民や事業者に対する本制度の周知、事業計画の作成等の準備を進めて頂けるようお願いしたい。

以上